

拝啓 時下ますますご清祥のことと、心よりお喜び申し上げます。

このたび藤原様から頂戴いたしました弊社社長宛のお手紙につきましてご回答を申し上げます。

弊社では、従前より、タバコを吸う方、吸わない方の双方のお客様が気持ちよくご利用いただけるよう、分煙を基本とした受動喫煙対策に取り組んでおります。

駅およびコンコースにつきましては、平成6年3月に管内全駅に喫煙コーナーを設け、それ以外の場所での喫煙をお断りすることとしました。また健康増進法が施行された後の平成15年10月には、駅構内は原則全面禁煙とし、ホームの一部を喫煙コーナーに指定しています。この喫煙コーナーはホーム先端などお客様の動線からはずれた位置に設置しており、また屋内駅や地下駅には設置しないなど、「健康増進法」の趣旨に沿った取り組みを行っています。

列車内では、弊社管内の普通列車は平成5年より全車両禁煙を実施しております。また新幹線等の特急列車につきましても、嫌煙人口の拡大に伴い順次禁煙車両の比率を上げてきており、現在では約70%まで拡大しております。また分煙の周知とご案内を兼ねて、駅窓口等での指定券販売時に喫煙・禁煙のお問い合わせを行っております。

分煙化につきましては、これまで駅や車内の放送案内やポスター掲出等によりお客様にご案内してまいりました。今後もこうしたご案内を継続して行っていくとともに、お客さまのご意見や世論の動向、今回実施した施策の状況などを見ながら検討して参りたいと存じますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、藤原様をはじめ、委員会の皆様方のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

敬具

平成16年6月28日

9学会合同禁煙指導ガイドライン委員会

委員長 藤原 久義 様

西日本旅客鉄道株式会社  
営業本部サービス企画室長